

国が実施する普及・実効性確保策

A.周知・広報

No	手法	実施主体	開始時期	内容
1	国交省ホームページでの周知	国	R8.3月～	「標準的な考え方」を広く業界関係者に周知するため、国交省ホームページに「標準的な考え方」を掲載する。
2	荷主向け、内航海運業者向けパンフレットの作成・配布	国	R8.3月～	<p>サプライチェーン全体への理解促進のため、内航海運の社会的意義や現状・課題、「標準的な考え方」の策定背景や内容等を紹介するパンフレットを国交省で作成する。関係省庁から各業界団体へ送付するとともに、荷主業界団体からも各事業者へ配布いただくことで、内航海運を利用するすべての事業者に対して周知を図る。</p> <p>また、「標準的な考え方」に基づく運賃・用船料等の算出を促進するため、「標準的な考え方」の目的や主な内容、活用方法や取適法との関係性を紹介した内航海運業者向けのパンフレットを作成・周知する。</p> <p>(パンフレットは次頁参照)</p>
3	業界紙による周知・広報	国	R8.3月～	内航海運の関係者に向けて広く周知するため、「標準的な考え方」の策定趣旨や内容を専門紙記者向けに説明する。業界紙等に記事掲載していただくことで、業界関係者の「標準的な考え方」への認知度を高める。

内航海運業者・発荷主向けパンフレット(案)



内航海運における運賃・用船料等算出の「標準的な考え方」を策定しました！

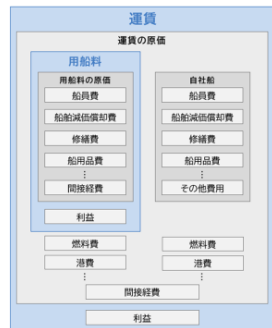
策定の背景・目的

- 内航海運業者へ運賃・用船料に関する調査を行ったところ、運賃・用船料の適正収受に課題があるとの声があり、特に修繕費・船員費・減価償却費などの費目における価格転嫁に課題があることが判明しました。また、内訳を示さない総額での価格交渉が多い実態も確認されています。
- こうした中、内航海運業者が適切な運賃・用船料等を収受できる取引環境の整備を推進するため、運賃・用船料等を構成する費目とその算出方法を整理した「標準的な考え方」を定めることとしました。

「標準的な考え方」の主な内容

- 「標準的な考え方」では提供する作業にかかる原価に適正な利益を加算するコストベースプライシングの考え方に基づき、運賃・用船料等を構成する費目とその算出方法を整理しています。
- また、滞船料など契約締結後に想定範囲を超えて事後的に発生した作業への対価等は「個別料金」として設定することとしています。

【運賃・用船料の体系図】



船員費の算出方法

$$\text{船員費} = \text{職種別の時間単価} \times \text{職種別の想定労働時間} \times \text{職種別の乗組員数}$$

(円/月または日) (円/時) (時/月または日) (人/隻)

職務や職責に応じて設定
 乗組員の1か月あたりの想定労働時間 (航海中の稼働時間のみ)
 1隻あたりに必要な予備船員を含めた乗組員数

「標準的な考え方」の活用方法

- 受注者は、「標準的な考え方」に基づいて原価計算を行い、各費目で用いられる単価や運賃・用船料等の総額の妥当性について丁寧に説明することが重要です。
- 発注者は、受注者からの説明・協議の申し入れに適切に応じること、各費目において適正な単価を用いて「標準的な考え方」に基づき算出された運賃・用船料等を尊重することが求められます。

取適法と「標準的な考え方」との関係性

- 標準的な考え方に基づいて算出した運賃・用船料等は、独占禁止法および中小受託取引適正化法における「買いたたき」の判断材料の一つであることから、これを尊重することが求められます。

中小受託取引適正化法(取適法)第5条第1項第5号「買いたたき」では、

- ① 発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額(通常支払われる対価との乖離、原材料等の価格動向などで判断)
- ② 不当に定める行為(中小受託事業者との協議の有無・内容、差別的でないかなどで判断)の両方に該当する場合について規制しています。

- 各費目で用いられる単価や利益の水準が、受注者の属する取引地域において一般に支払われる対価と同水準であれば、「標準的な考え方」に基づいて算出した運賃・用船料等は「通常支払われる対価」となります。
- 買いたたきに該当するか否かは、①「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況、②代金の額の決定に当たり中小受託事業者と十分な協議が行われたかどうか等の要素を勘案して総合的に判断されます。

関連資料・問い合わせ先

- 内航海運における運賃・用船料等算出の「標準的な考え方」

URL:XXXXX



- お問い合わせ先

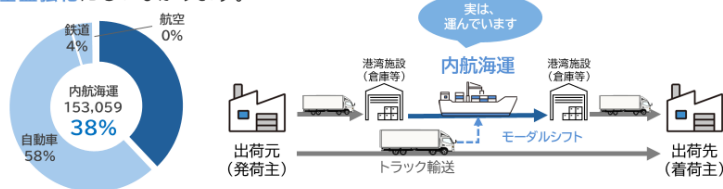
上記「標準的な考え方」およびガイドラインをご参照ください

着荷主向けパンフレット(案)

実は、その製品を運んでいるのは
内航海運です。

1 | 内航海運は、日本の産業を支える基幹インフラです

日本国内の貨物輸送の約4割(トンキロベース)を担っているのが**内航海運**です。トラック等で運ばれてくる貨物も、その中間輸送では内航海運が活用されています。内航海運が安定して機能することは、**国内サプライチェーン全体の安定**に直結しています。また、**CO2削減やBCP対策を目的とした内航海運へのモーダルシフトを推進する基盤強化**にもつながります。



2 | 安定輸送を実現するために、適正な料金收受が必要です

内航海運は現在下記の課題に直面しています。

■ 燃料価格、原材料価格の高騰

- 燃料価格は**43.4%上昇**、船舶の取得価格は**25.8%上昇**。(令和2年1月比較)
- これらの価格上昇分を適切に運賃・用船料等に価格転嫁することが重要。



■ 船員の確保難

- 船員の有効求人倍率は**4.89倍**まで上昇。
- 船員の高齢化も進んでおり、若手確保に向けた処遇改善が急務。



■ 船舶の老朽化

- 故障や修繕による運航停止リスクが上昇。船舶の代替建造などの原資確保が必要。

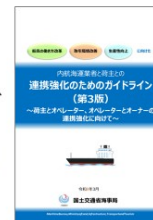
こうした状況の中、内航海運において適正な運賃・用船料が確保されなければ、船員の確保が一層困難になるとともに、船舶更新の停滞、事業収支悪化による廃業等といったリスクが顕在化し、製品・サービスの生産活動に影響が出る可能性があります。

3 | 国では適正な価格転嫁を推進しています

国土交通省では内航海運業における取引環境改善、生産性向上に向けてガイドラインを策定するなど適正な価格転嫁を推進するための整備を進めています。

○ 内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン

令和3年5月に成立した「海事産業強化法」によって定められた、内航海運における「船員の働き方改革」、「取引環境改善」、「生産性向上」を推進するための各種制度を実効性のあるものにするため、内航海運業者と荷主が遵守すべき事項等を「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」として取りまとめ、公表。



○ 内航海運における運賃・用船料等算出の「標準的な考え方」

内航海運業者が適切な運賃・用船料等を收受できる取引環境の整備を推進するため、運賃・用船料等を構成する費目とその算出方法を整理し、「標準的な考え方」として取りまとめ、公表。

令和8年1月より施行された製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(中小受託取引適正化法)との関係性についても整理。



4 | 持続可能な輸送体制構築のために

着荷主の皆様には、日本の物流における内航海運の役割をご理解いただくとともに、**持続可能なサプライチェーンの構築、内航海運の安定輸送の確保のため、物流コストの価格転嫁にご理解・ご協力をお願いします。**

内航海運は、単なる輸送手段ではなく、**日本経済を支えるライフライン**であり、**産業活動を支えるパートナー**です。



国が実施する普及・実効性確保策 (2/4)

A.周知・広報

No	手法	実施主体	開始時期	内容
3	地方での説明会開催	国・業界	R8.4月～	地方の中小事業者等への周知と理解を図るため、内航総連、地方運輸局と連携し、地方での説明会を開催。「標準的な考え方」の内容及び活用方法、活用における注意点、関係法令との関係などについて説明し、中小事業者及び荷主企業等における導入を後押しする。なお、中小受託取引適正化法に関する説明会(主催:内航総連)と共催にて開催予定。

説明会開催スケジュール(案)

開催エリア	日時	場所
中国(広島)	4月9日(木)	TKPガーデンシティ広島駅前大橋 ホール6C
近畿(大阪)	4月10日(金)	AP大阪駅前 APホールII (オンライン併用)
関東(東京)	4月15日(水)	海運クラブ 303・304号 (オンライン併用)
九州(上天草)	4月23日(木)	ホテル竜宮
九州(福岡)	4月24日(金)	TKPガーデンシティ博多 高千穂(オンライン併用)
九州(佐伯)	5月21日(木)	さいき城山桜ホール 小ホール
九州(北九州)	5月22日(金)	KMM 第3・第4会議室
四国(徳島)	6月4日(木)	あわぎんホール 会議室6
四国(今治)	6月5日(金)	テクSPORT今治 イベントホール
中部、東北 等	調整中	

国が実施する普及・実効性確保策 (3/4)

B. 実行支援

No	手法	実施主体	開始時期	内容
4	「標準的な考え方」に基づく運賃・用船料等算出用Excelシートの公表	国	R8.3月～	中小事業者等が「標準的な考え方」に基づく原価計算を円滑に導入するため、「標準的な考え方」に基づく運賃・用船料等算出用Excelシートを国交省HP及び内航総連HPにて掲載する。中小事業者等における導入負担を軽減し、「標準的な考え方」の利用促進を図る。(参考資料参照)
5	中小企業診断士、税理士等専門家への周知	国	R8.4月～	中小企業の経営相談窓口及び税務管理等の機能を有する中小企業診断士、税理士等の専門家に「標準的な考え方」を周知し、「標準的な考え方」を踏まえた経営支援及び原価計算等の支援を促す。 例) 日本税理士会、日本中小企業診断士協会連合会、認定経営革新等支援機関(※) 等 ※中小企業等経営強化法に基づく国の認定を受けた支援機関(税理士、金融機関も含まれる)
6	関係省庁及び地方自治体等が実施する原価計算・価格交渉にかかる支援制度の活用促進	国・業界	R8.4月～	中小事業者による「標準的な考え方」の活用促進のため、原価計算や価格交渉等の支援を実施している関係省庁及び地方自治体等と連携し、原価計算や価格交渉等の支援制度の活用を促進する。各種支援策については内航総連のHP等を通じて内航海運業者に支援案内を行う。 (例) ・都道府県における「よろず支援拠点」での無料相談 ・中小企業診断士、税理士等の専門家派遣事業 等

C. 相談体制の構築

No	手法	実施主体	開始時期	内容
7	相談体制の構築	国	R8.3月～	「標準的な考え方」の実運用で生じた疑問等に速やかに対応するため、各地方運輸局へ相談・問い合わせできる体制を構築する。

D. 価格協議の実態把握

No	手法	実施主体	開始時期	内容
8	取適法の適切な執行	国	随時	適正な価格転嫁を推進するため、取適法に基づいて事業者からの相談に応じて調査する。

内航総連が実施する普及・実効性確保策


A.周知・広報

No	手法	実施主体	開始時期	内容
1	内航総連ホームページでの周知	業界	R8.3月～	「標準的な考え方」を広く業界関係者に周知するため、内航総連ホームページに「標準的な考え方」等を掲載する。
2	運賃・用船料等算出の「標準的な考え方」の配布	業界	R8.3月～	「標準的な考え方」に基づく運賃・用船料等の原価計算を推進するため、内航総連からすべての内航海運業者（約1,800社）へ「標準的な考え方」を配布する。
3	荷主向け、内航海運業者向けパンフレットの配布	業界	R8.3月～	サプライチェーン全体への理解促進のため、内航海運の社会的意義や現状・課題、「標準的な考え方」の策定背景や内容等を紹介する荷主向けパンフレットを配布する。 また、「標準的な考え方」に基づく運賃・用船料等の算出を促進するため、内航海運業界全体に対して、「標準的な考え方」の目的や主な内容、活用方法や取適法との関係性を紹介した内航海運業者向けのパンフレットを配布する。

A.周知・広報

No	手法	実施主体	開始時期	内容
4	着荷主側の理解促進	業界・国	R8.4月～	サプライチェーン全体への理解促進のため、国土交通省から経済産業省への働きかけに加え、内航総連が荷主業界団体と連携しながら、着荷主の業界団体へ説明を行い、内航海運の安定輸送の実現に向けた価格転嫁の理解促進を図る。
5	地方での説明会開催(再掲)	国・業界	R8.4月～	地方の中小事業者等への周知と理解を図るため、国交省本省、地方運輸局と連携し、地方での説明会を開催。「標準的な考え方」の内容及び活用方法、活用における注意点、関係法令との関係などについて説明し、中小事業者及び荷主企業等における導入を後押しする。なお、中小受託取引適正化法に関する説明会(主催:内航総連)と共催にて開催予定。

B. 実行支援

No	手法	実施主体	開始時期	内容
6	内航海運におけるコスト動向に関する公表資料の検討	業界	R8.4月～	中小事業者等が「標準的な考え方」に基づく原価計算を円滑に導入するため、各費目の価格の高低の分布や動向を把握する際に参考となる公表資料を内航総連のHPで紹介する。「標準的な考え方」に基づく運賃・用船料の算出結果の妥当性を示すためのツールを提供することで、円滑な価格協議を推進する。
7	「標準的な考え方」に基づく書類作成支援 見積書ひな形等の公表	業界	R8.4月～	<p>中小事業者等が「標準的な考え方」に基づく原価計算やそれにかかる書類作成を円滑に行えるようにするため、「標準的な考え方」に基づく原価計算マニュアル(仮称)を作成する。</p> <p>具体的には現場の実務に応じた、参考値の活用方法や複数隻管理の場合や船員の配乗変更時などにおける具体的な計算方法の事例を解説するとともに、見積書等のひな形等を用意し、中小事業者等における導入負担を軽減し、「標準的な考え方」の利用促進を図る。</p> <p>見積書ひな形(イメージ)</p> 

B. 実行支援

No	手法	実施主体	開始時期	内容
8	関係省庁及び地方自治体等が実施する原価計算・価格交渉にかかる支援制度の活用促進(再掲)	国・業界	R8.4月～	<p>中小事業者による「標準的な考え方」の活用促進のため、関係省庁及び地方自治体等が実施している原価計算や価格交渉等の各種支援策を内航総連のHP等を通じて内航海運業者に案内する。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県における「よろず支援拠点」での無料相談 ・中小企業診断士、税理士等の専門家派遣事業 等

C. 相談体制の構築

No	手法	実施主体	開始時期	内容
9	内航総連への相談体制構築	業界	R8.4月～	「標準的な考え方」の実運用で生じた疑問等に速やかに対応するため、「標準的な考え方」の内容や使用方法に関して内航総連に確認・相談できるよう問い合わせフォームを新たに設置する。

D. 価格協議の実態把握

No	手法	実施主体	開始時期	内容
10	内航総連による 価格協議の実態把握調査	業界	R8. 10月～12月 (予定)	適正な価格転嫁を推進するため、「標準的な考え方」の普及率および価格交渉や価格転嫁等の実態を把握する調査を毎年実施。「標準的な考え方」の更新および新規施策の検討を行う。

12月24日	安定効率輸送協議会 合同部会 議題:「標準的な考え方」(案)、「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」(改訂案)について
1月16日	「標準的な考え方」公表版(案)、「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」(改訂案)を 業界団体に送付
2月24日	第4回検討会 議題:「標準的な考え方」(公表版)、「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」改訂版の最終確認 :実効性確保・実態把握手法の確認
本日 3月13日	安定効率輸送協議会 合同部会 議題:「標準的な考え方」(公表版)、「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」改訂版の最終確認 :「標準的な考え方」の普及・実効性確保に向けた方策
3月18日	運賃・用船料等算出にあたっての「標準的な考え方」 内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン(第3版) 公表
5月中下旬	安定効率輸送協議会 合同部会 議題:「内航アクションプラン」のフォローアップについて等